

特集

わっさむの環境対策

和寒町 地球温暖化 対策実行計画

が策定されました

NO.2



和寒町では、庁舎内に地球温暖化対策実行計画の策定に向けた策定委員会・作業部会を組織し、平成20年10月に和寒町地球温暖化対策実行計画を策定しました。

この実行計画は、広報わっさむ8月号にてご紹介した計画策定の経緯を踏まえ、行政としての先導的、模範的な役割を果たすことができるよう、一事業所（役場）としての具体的な温室効果ガスの削減目標や地球温暖化防止に向けた取り組みをまとめましたので、ご紹介します。

温室効果ガスの排出削減目標

1 排出削減目標の定義

京都議定書では、国は平成20年から平成24年の期間に、温室効果ガス総排出量を基準年度平成2年比で6%削減することとしております。

また、都道府県及び市町村においては国の削減目標である6%に即した目標であって、地域の状況に合った削減率が望ましいとされています。

和寒町の温室効果ガスは二酸化炭素(CO₂)が約95%を占めていることから二酸化炭素の排出抑制・削減が重要と考えられます。

減が重要と考えられます。

本実行計画では次のとおり削減目標数値を定め、計画期間内での排出抑制・削減に向けた取り組みを行ってまいります。

2 これまでの取り組みによる排出削減

和寒町では、基準年である平成19年度までの取り組みとして、平成9年度に策定された「第2次和寒町行政改革大綱」に基づく事務事業の見直し・効率化を進めることにより健全財政を図ってまいりました。このことにより経費の削減が図られ、燃料等の使用量・温室効果ガスの削減にも繋がってきています。

実際の取り組み

みとしては

- 施設の温度管理の徹底による暖房の節減
- 蛍光灯の間引き
- 点灯やノー残業デーによる電気の節減
- 裏紙・裏封筒の使用や紙類の分別によるごみの減量化
- 資源の再利用などの取り組みを

ります。

このような取り組みを積み上げた結果、平成15年度を基本とし、平成19年度を比較したところ2・6%の排出削減を行ってきています。

3 本計画における排出削減目標

和寒町では計画期間内での削減率を算出するため、それぞれの事務・事業で実際にどのような取り組みが可能であるか検討をしてきました。取り組みの内容から様々な試算をし、集計した結果、削減率は3・5%となります。

この計画の策定にあたっては、基準年度を考慮して、これまでの実績を反映した削減目標を設定しました。

和寒町 地球温暖化対策実行計画



わっさむ

平成20年10月





計画期間内の温室効果ガス排出削減目標を
3.5%とします。
 (平成20年～平成24年)
 平成19年度までに
2.6%を削減済みです。
 (平成15年度を基準として)
 あわせて
6.1%を目標とします。

このように、これまでの取り組みとして2・6%の排出削減が達成されており、平成20年度から平成24年度の期間内での取り組みによる排出削減を3・5%とし、あわせて6・1%となることから、京都議定書の排出削減目標の6%を達成することとなります。

温暖化防止に向けた取り組み

1 直接的効果の取り組み

【電気】

照明機器

始業開始前は、必要箇所を除き原則として消灯とします。

昼休みの事務室等は、窓口業務や必要箇所を除き原則として消灯とします。

晴天時等、照度が十分に得られる場所の照明は、業務や利用者に支障のない程度に消灯とします。

廊下、階段、ホール等の共有部分の照明は利用者の支障にならない程度に消灯とします。

残業する場合は、業務に支障のない範囲で消灯とします。

トイレ、会議室、更衣室、書庫、喫煙室等の人が常時いない場所は使用時のみの点灯とし、使用後は必ず消灯とします。

業務等に支障のない程度に間引き点灯とします。また反射板等の取り付けも検討とします。

照明機器に配慮した机・ロッカー等の適正配置に努めます。

照明機器の清掃や電球、蛍光灯の適正な時期での交換に努めます。

照明機器の新規、または交換する場合は、節電型照明機器の設置を

検討とします。

電球、蛍光灯を交換する場合は、省電力電球等の使用を検討とします。

事務機器

昼休みや長時間不在となる場合は、業務に支障のないOA機器については原則として電源を切りとします。

パソコン、コピー機、プリンター等の省電力モードの設定ができるOA機器は、省電力モードになるように設定とします。

退庁時等長時間使用しない場合は、支障のないOA機器については、原則としてコンセントを抜くことを心がけます。

待機電力の削減のため、使用していない電気製品はコンセントを抜きます。

その他

職員はハンカチを携帯し、ジェットタオル等の使用を控えます。

乾電池は充電式の導入を図ります。喫煙室の換気扇は、原則として自動運転とし、夏季等の窓を開けられない場合は窓を開けて換気扇を利用しない工夫とします。

【燃料】

暖房機器

事務室等の暖房温度は、利用者に支障のない設定温度とし、こまめ

な管理を心がけます。

使用しない施設の冷暖房は、設備等に支障のない温度設定とします。

暖房期間中は暖房効果向上のため、ドアの開け放しのないように心がけます。

クールビズ、ウォームビズを心がけます。

暖房機器に配慮した机・ロッカー等の適正配置に努めます。

暖房機器の周辺に遮断物を置かない等の周辺整理に努めます。

その他の取り組みについては、随時広報誌を通じてご紹介いたします。

また、地球温暖化対策実行計画の詳細については、住民課環境衛生係(電話32-2421)までお問合せください。

